

燃えるごみの収集時間帯のお知らせ QA

Q1. 「燃えるごみ」だけをお知らせする理由は。

A1. 臭いや汚れ、カラス等の鳥獣による散乱の恐れなどがある「燃えるごみST」での清掃やネット等の片づけなどといった管理が、地域の大きな負担となっています。

その「燃えるごみ」の収集時間帯の目安が地域で把握できることで、清掃や片づけ等のために待ち続けることがなくなり、管理されている方の負担軽減につながるものと考えています。

Q2. 収集する時間帯は、ずっと同じになるのか。

A2. 有効期限は、3月末までです。

環境局の事業所では、毎年4月に収集車両毎の収集エリア・収集ルートを決めたあと、実際に収集をする中で効率的な収集ルートを確認しています。

Q3. 4月に収集時間帯を教えてください。

A3. 環境局の事業所では、毎年4月に収集車両毎の収集エリア・収集ルートを決めたあと、実際に収集をする中で効率的な収集ルートを確認しています。年度初めはごみが多いため、ごみ量が安定する5月中下旬にSTの収集時間帯を把握していくため、早くても6月以降となります。

Q4. 収集時間帯とあるが、具体的な時間幅は。

A4. 1時間幅です。

あくまで、お知らせする時間帯はごみを収集する時間帯の「目安」です。また、週の前半（月・火曜日）と週の後半（木・金曜日）では燃えるごみの量が異なるため、収集時間帯が異なる場合があります。

Q5. 収集時間帯には必ず回収に来てくれるのか。

A5. お知らせする収集時間帯に収集できるように努めてまいります。交通事情等の影響により、お知らせする収集時間帯どおりに収集ができない場合があります。その状況を随時連絡することは難しく、原則、収集時間帯が変更になる旨のご連絡はできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

<収集時間帯どおりに収集できない例>

- ・ 気象状況（台風や積雪など）
- ・ 交通事情（道路工事・事故・渋滞など）
- ・ ごみ量の変動（祝日・年始およびその前後など）
- ・ 年末特別収集（12月29～31日）
- ・ その他、収集作業上・ルート上で不測の事態が発生した場合 など

Q6. 収集時間帯を変更してほしい。

A6. 以前から、収集する時間帯についてご要望を受けることがありますが、全市の「燃えるごみ」のSTは約21,000カ所あります。

これらのSTに出されたごみをできるだけ早く効率的に収集するために、収集ルート・収集時間帯を設定しています。そのため、個々のSTごとに要望に応じた収集時間帯を設定することは不可能であり、残念ながら個々の要望をお伺いすることはできませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q7. HPに申込書様式を掲載すればよいのではないか。

A7. 収集時間帯のお知らせは、地域のSTの管理負担軽減を目的とした制度です。

STを管理されていることを前提にお知らせいたしますので、申込の内容を確認させていただき、申込書様式をお送りすることとしています。

ご理解いただきますようお願いいたします。

Q8. 管理者でない者が申し込んで、悪用されないか。

A8. 収集時間帯のお知らせを希望される方には、文書でお申し込いただきます。

STの管理負担の軽減のためにお知らせすることを理解していただいたうえで、住所・氏名・電話番号を記載頂くことにより、悪用につながらないようにしたいと考えています。